絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区及び管理地区の指定案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和８年 11 月 12 日
自然環境局野生生物課希少種保全推進室

■背景

環境大臣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第 75 号）第 36 条に基づき、国内希少野生動植物種の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域のうち、その種の保存のために重要と認められるものを「生息地等保護区」に指定することができます。また、同法第 37 条に基づき、生息地等保護区のうち、国内希少野生動植物種の保存のために特に必要があると認められる区域を「管理地区」として指定することができます。

今般、国内希少野生動植物種であるキタサンショウウオの生息地を保護するため、「釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区」及び「釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区管理地区」の指定案を取りまとめました。

つきましては、本件について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれに対する考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

１．意見募集対象

釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区等指定案

２．資料入手方法

（１）インターネットによる閲覧

下記ページ（電子政府の総合窓口（e-Gov））に掲載の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区及び管理地区の指定案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について」を御参照ください。

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public

（２）窓口での配布

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

（東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎５号館 26 階）

※入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。（電話番号（代表）：03-3581-3351）

３．意見募集期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

※郵送の場合は締切日必着

４．意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public）の「意見募集案件」の一覧から「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区及び管理地区の指定案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

〔１〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）

〔２〕連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）

〔３〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔４〕御意見及び理由

「釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区等指定案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（２）郵送の場合

次の様式に沿って御意見等を御記入の上、下記の提出先まで送付ください。

（意見提出様式）

[件名] 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区及び管理地区の指定案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

（封筒にも件名を赤字で記載してください。）

[氏名]（法人・団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

・該当箇所（どの部分についての御意見か分かるように明記してください。）

・意見内容

・理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

＜提出先＞

〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎５号館 26 階

環境省　自然環境局　野生生物課　希少種保全推進室　宛て

（注意事項）

・１つの意見フォームにつき１つの御意見を記載してください。

・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

・皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできません

ので、その旨御了承ください。

５．留意事項

〇御意見に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

〇締切日までに到着しなかったものや下記に該当する内容については無効とさせていただきます。

- 御意見の内容が、「釧路湿原キタサンショウウオ生息地保護区等指定案」と無関係な場合
- 個人や特定の団体等の財産及びプライバシーを侵害する場合
- 個人や特定の団体等の著作権を侵害する場合
- 個人や特定の団体等の誹謗中傷に該当する場合
- 法令や公序良俗に反する内容、又は犯罪的な行為に結び付く場合
- 営業活動等営利を目的としている場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上